

高松市非常勤職員労働組合



だより

No.21

連絡先
高松市非常勤職員労働組合
高松市番町1-8-15市役所地下1階
TEL 087-839-2040

謹賀新年

お正月から、能登半島大地震、羽田空港での大事故と立て続けに案ずることが起こっています。組合員の皆様のご家族ご親戚、お知り合いがいらっしゃいましたら、ご心痛のほどお察しいたします。



勇往邁進ならぬ【勇往昇辰】
竜の「とく」の勢いで
昇っていきましよう！

資料館分會 杉山有美 書

日頃の組合活動への参加
ご協力に感謝申し上げます。

物価高騰の波は留まるところを知らず、人勧による給料の引き上げよりも上回り、私達の生活は、一層苦しいものとなっています。

私達の生計費である給与は、「再度の任用時の給与改定については常勤職員の昇給の制度との釣り合いを配慮することが適当」とされながら、高松市では上限を一旦定められ、「職務給原則・平等取り扱い原則・同一労働同一賃金の考え」には反しています。

また、高松市では、4年5年10年に達すると雇用

不安でしかない選考試験を受けなければ、任用されないという法的根拠のない不合理な年限がもうけられています。自治体の住民サービスは、4年5年10年で終わるものではありません！恒常的に行っていくものです！

▼団結▲

今こそ私達組合員が自主的に労働条件の維持改善その他継続的地位の向上を図ることを目的として団結していかなければいけません！！

さて、組合員の職場の中で「サービスマン残業持ち帰り残業はありませんか？（業務

には賃金が発生します）申請しにくい雰囲気はありませんか？」

「上司・同僚からのハラコメントはありませんか？」

「育児・介護の悩みはどうですか？」

これらの全ての組合員さんの声には組合が担うべき課題です。是非とも組合へ、ご相談ください。

非常勤組合執行部一同が「常に組合員さんと共に」活動していくことを誓い、組合員さんとご家族の皆様にとつて健やかな1年となることを願って、御挨拶と致します。共に頑張りましょう！

執行委員長 梶 君枝

☆組合員の皆様へ 組合事務局よりお願い☆

事務局では毎月組合員の人数を確認していますので、産休等に入られるとき、また職場に復帰される際に非常勤組合、山下までご連絡いただけたらと思います。よろしくお願ひいたします。

学習交流会賑わう



第2回学習交流会、23、12月13日マリンパレスさぬきで、前回を上回る89名の出席者を迎えました。

県本部三好書記長による明瞭的確な「会計年度任用職員について」の学習会後、保育所分会の宮武さんリードによる軽快な♪クリスマスソング♪の全分会での交流では、はじける笑顔で楽しみました。

☆毎回好評の学習交流会なので、組合員さんが無理なく学習し一つの組合として分会を超えての交流ができる企画を考えていきたいと思えます☆



総合共済基本型

総合(慶弔)共済

全国の仲間による 助け合いの礎となる共済

総合共済基本型は、年齢や性別によらず契約者(組合員)が定額の掛金を拠出し、共済期間中に起きた慶事・弔事・災害などに際して祝金・弔慰金・見舞金などの共済金を受け取る相互扶助を目的とした共済制度です。満期共済金・解約返戻金はありません。

保障内容

共済金の種類	お支払い事由	共済金	
死亡弔慰金	被共済者(組合員)の死亡	500,000円	
	配偶者の死亡 (配偶者に内縁関係・同性パートナーを含む)	200,000円	
	子の死亡 実子・養子・継子とそれぞれの配偶者	50,000円	
	親の死亡 組合員と配偶者のそれぞれの実父母・養父母・継父母	10,000円	
重度障害見舞金	被共済者(組合員)の重度障がい	500,000円	
結婚祝金	結婚(内縁関係の配偶者・同性パートナーとの結婚を含む)	10,000円	
退職見舞金	退職による組合からの脱退	18,000円	
住宅災害見舞金	火災等【火災、落雷、破裂・爆発など】		
	全壊・全壊	70%以上	400,000円
	半壊・半壊	50%~70%未満	360,000円
		30%~50%未満	280,000円
		20%~30%未満	200,000円
	一部壊・一部壊	10%~20%未満	120,000円
		5%~10%未満	80,000円
		5%未満で損害額が2,000円以上の場合	20,000円以内*
	自然災害		
	住宅災害見舞金	風水害等【暴風雨、洪水、降雪など】	
全壊・流失		70%以上	160,000円
半壊		20%~70%未満	80,000円
一部壊		損害額が100万円を超える場合	16,000円
		損害額が20万円を超え100万円以下の場合	4,800円
床浸水		150cm以上	80,000円
		100~150cm未満	54,000円
		70~100cm未満	38,000円
		40~70cm未満	26,000円
全床面積50%未満の浸水		40cm未満	16,000円
	100cm以上	16,000円	
全床面積50%未満の浸水	100cm未満	4,800円	
	地震等【地震、噴火、津波など】		
全壊・流失	70%以上	50,000円	
大規模半壊	50%~70%未満	30,000円	
半壊	20%~50%未満	25,000円	
一部壊	損害額が20万円を超える場合	5,000円	
同居親族の死亡		20,000円	

地震等災害見舞金について

地震等による損害を被り、総合共済の加入があり、かつ、総合共済の被共済者が居住している住宅の損害額が20万円を超えるときは、地震等災害見舞金を支払う場合があります(地震等とは、地震もしくは津波をいいます)。

この見舞金は、総合共済による保障とは別にお支払いするものです。年間の総支払限度額を設けて、その範囲内でお支払いすることになるため、支払いを約束するものではありません。

給付金の種類	支払い事由	給付金額	備考
病氣見舞金	組合員5日以上の入院	5,000円	※1年に1回のみ
インフルエンザ予防接種	インフルエンザ予防接種を受けた	1,000円	※1年に1回のみ ※申請書と領収書(コピー)の提出が必要
診断書料	長期傷病休暇取得のため ※高松市に提出が必要な場合のみ	1通につき上限5,000円	※申請書と領収書(コピー)の提出が必要 ※4月に遡って申請できます

充実の保障をお届けします

総合共済

団体生命共済

じちろう 退職者共済

長期共済

税制適格年金

じちろう マイカー共済

自賠償共済

住まいる共済

介護保障

じちろう ども保障満期金付タイプ

明けておめでとうございます